

4月から家庭向け電力も自由化に サギや悪徳商法にご注意を！

本年4月1日から、家庭向けの電力も自由に選択できるようになります。現在、各社で新しい料金プランやガス料金やネット回線とのセット割引などが次々と発表されています。

電力自由化により、電気料金が安くなることは良いことですが、この流れに便乗した「サギ」や「悪徳商法」などの被害がすでに報告されています。

皆さんが被害に合わないために、宣伝などを鵜呑みにしてすぐに契約したりせず、必ず知人や家族など第3者に相談してから契約手続きを進めるように心掛けてください。

「被害にあわないための心得」

- ①前払いや工事費の発生は絶対がない。
- ②電話勧誘や訪問営業に気をつける。
- ③すぐに契約せず、第3者に相談してから決める。
- ④契約をやめるとき「契約解除ができない」「違約金が発生する」などとならぬよう、契約解除の条件を確認する。

●問い合わせ先
企画課まちづくりグループ企画係
☎ 0146・47・2489



家畜伝染病予防法に基づく 定期報告の提出について

家畜伝染病予防法により、牛、馬、家きん、豚、鹿、めん山羊などの家畜所有者は、同法で定められている飼養衛生管理基準のとおり、飼養衛生管理を行わなければならないと規定されています。

また、毎年2月1日時点の飼養羽数や衛生管理状況について、都道府県知事に報告が必要です。

対象となる事業者は、下記期限までに、平成28年の家畜伝染病予防法に基づく定期報告と飼養衛生管理基準遵守状況をご提出ください。

- 1 提出先 役場産業課産業グループ
- 2 提出期限 2月16日(火)

※提出期限や報告様式について、ご質問・お問い合わせがありましたら、担当までご連絡ください。



●問い合わせ先
産業課産業グループ畜産係 ☎ 0146・47・2183

役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

新冠町奨学生募集のお知らせ

平成28年度新冠町奨学生を次により募集しますので、お知らせします。

◎応募資格

- ・新冠町民またはその子弟。
- ・対象校は高等学校、高等専門学校、大学、短期大学、専修学校、各種学校。
- ・経済的理由により修学困難な世帯であること。
- ・身体が健康であること。
- ・学業が優秀(平均水準以上)で性行が善良であること。
- ・連帯保証人が2名必要。

◎連帯保証人の条件(次の要件をすべて満たすこと)

- ・同居の親族及び同居人以外の稼働者とします。
- ただし、志願者が未成年者であるときは、内1名は保護者とします。また、保護者の方は子弟以外、他の奨学生の連帯保証人になることはご遠慮ください。
- ・奨学生卒業時65歳未満の者。
- ・税金などの滞納の無い者。

◎貸付額(無利子)

高等学校、高等専門学校は月額3万円(限度額)、大学、短期大学、専修学校、各種学校は月額5万円(限度額)

◎返還方法など

貸付終了月から6ヶ月後に教育委員会の定める方法により、返還する。ただし、卒業後直ちに新冠町内に就職・家業に従事するなど、町民として、貸付期間を超えて在住した場合は奨学金の返還額の2分の1を免除する。

◎応募期間 3月1日(火)～31日(木)

◎出願方法

在籍する学校の学校長を経由して新冠町教育委員会に必要書類を提出してください。

詳細は新冠町教育委員会まで問い合わせください。

◎継続者について

手続きは、3月上旬に教育委員会から連絡します。

●問い合わせ先

管理課管理グループ総務係 ☎ 0146・47・2547

固定資産評価審査委員・公平委員選任のお知らせ



固定資産評価審査委員会委員として字里平在住の佐藤剛さんが選任されました。

固定資産評価委員会は、地方税法の規定により設置され、固定資産評価課税台帳に登録された価格に対し、納税義務者からの不服申し出を審査し、決定するために設置された中立的な機関で、委員定数は3名、任期は3年となっています。

佐藤さんは、酪農経営を行うかたわら、地域の民生委員で信望も厚いことから、この度、選任されました。

●問い合わせ先：
税務課税務グループ賦課係 ☎ 0146・47・2115



公平委員会委員として字節婦町在住の荒木正弘さんが選任されました。

公平委員会は、地方公務員法に基づき設置されている行政委員会、職員の権利と利益を保護し、その身分を保障するために設置されているもので、委員定数は3名、任期は3年となっています。

荒木さんは、現在、社会福祉法人に勤務されており、民間会社での事務職としての経験も豊富であり、また、行政についての見識を有する方であることから、この度、選任されました。

●問い合わせ先：
総務課総務グループ総務係 ☎ 0146・47・2111

防災メモ！普段から正しい心構えを！ 「地震が起きたときの安全地帯」

自宅にいるときに突然大きな揺れに襲われたら、あわてず落ち着いて、まずは、怪我をしないように自分の身の安全を確保する行動を取ることが重要です。ストーブやガス器具などの火の始末は、揺れが収まってからです。

特に、震度6以上の揺れになると、自由に行動ができません。それどころか家の中では電化製品や家具が倒れたり、棚のものが落ちる、ガラスが割れて飛び散るなど、普段何気なく使っているものが突然、凶器に変わってしまう場合があります。

「安全地帯」とは家の中でも家具が倒れたり、壁にかけた額などが落ちてこない場所、数分間そこに避難すれば怪我をしないで地震をやり過ごせる場所を意味します。「住宅・建造物の耐震化」、「家具などの転倒・移動防止」、「備品の落下防止」、「ガラスなどの飛散防止」などを行い、安全地帯を準備しておくとともにその場所を把握しておきましょう。

- アパートなどの賃貸住宅の場合はなかなか難しいと思いますが、最低限、倒れやすい家具は固定しておきましょう。家の中には危険が多くあることを意識しましょう。



● 当町でも先日震度5弱を観測する地震が発生したばかりですが、地震はいつ起こるかわかりません。地震に対する普段からの備え、正しい心構えを身に付けておくことが大切です。

●問い合わせ先：

総務課総務グループ防災係 ☎ 0146・47・2111